

貸出金等の償却・引当基準

独自の引当基準に基づき、万が一に備えています。 (※資料編 P15、P24参照)

貸出金等の資産を個別に査定（自己査定）を行い、信用リスクに応じた債務者区分（「正常先」「要注意先」「破綻懸念先」「実質破綻先」「破綻先」）を決定。回収の危険性や価値の毀損度合いに応じて資産を分類し、適正な償却・引当を行うための基本事項を定め、関係法令等と併せて運用することで資産の健全性を確保しています。

【個別貸倒引当金】

破綻先・実質破綻先については、債権額から担保の処分可能見込額や保証による回収見込額を控除し、その残額の100%を引当しています。

破綻懸念先については、債権額から担保の処分可能見込額や保証による回収見込額を控除し、その残額の90%を引当しています。

【一般貸倒引当金】

貸倒実績率に基づき、正常先については今後1年間、要注意先（その他要注意先・要管理先）については今後3年間の予想損失額を引当しています。更に要管理先については、保全不足額の20%を加算して引当しています。ただし、プロジェクトファイナンスに対する債権については、上記とは分けて引当額を算出しています。

■プロジェクトファイナンスに対する引当額

プロジェクトファイナンスの返済財源は、そのプロジェクトから得られるキャッシュフローのみという特徴があります。例えば、主要営業区域で盛んに行われている風力発電事業は、気象変動や地震等の予期できない自然災害により事業が停止した場合、返済財源であるキャッシュフローを得ることができなくなるリスクがあります。こうした将来の不確実性に備えるため、独自の基準を設け、みなし正常先およびみなし要注意先に該当する債権については、各債務者区分の貸倒実績率を参考に平均残存期間により個別に算出し、予想損失額を引当しています。

(単位：千円)

2020年度	2021年度	2022年度
207,082	140,685	122,373

■新型コロナウイルス感染症に関するプロパー特別融資制度に対する引当額

2020年2月、新型コロナウイルス感染拡大の影響を受けた事業者の資金繰りに迅速に対応するため、独自に無担保・無保証での融資制度を創設（2023年1月末で新規取扱いを停止）しました。

この融資制度は通常の運転資金に比べると回収の危険性の度合いが高いことから、資産の健全性を確保しつつ積極的に資金繰りをサポートするため、貸倒実績率に基づく引当金に加えて、正常先、要注意先に対する同制度融資の残高に対し、一律20%の一般貸倒引当金を引当しています。

(単位：千円)

2020年度	2021年度	2022年度
230,910	198,780	151,760